

平成16年度学術創成研究費 事後評価基準について

平成16年3月9日
日本学術振興会科学研究費委員会
学術創成部会決定

事後評価に当たっては、イ．の評価基準を基に総合的に判断し、合議によりロ．の評価結果を決定するものとする。

イ．評価基準

- 1 研究計画、目的の達成度について
当初の研究計画、目的を達成したかどうか。

- 2 これまでの成果について
 - (1) 革新的又は学際的な学問領域の創造、共通基盤科学技術の開拓、国際協同研究の推進の観点から高く評価できるか。
 - (2) 当該学問分野及び関連学問分野への波及効果は、どのような状況であるか。
 - (3) 研究成果の積極的な公表に努めているか。

ロ．研究課題ごとの総合的な評価

- 1 期待以上の進展があった。
- 2 期待どおり進展した。
- 3 期待したほどではなかったが、一応の進展があった。
- 4 十分な進展があったとは言い難い。